

宇和特別支援学校 (聴覚障がい部門・肢体不自由部門)



〒797-0015
愛媛県西予市宇和町卯之町 3-85
TEL (0894)62-0061
FAX (0894)62-0213
HP <http://uwa-sh.esnet.ed.jp>
E-mail uwad-ad@esnet.ed.jp

聴覚や身体に障がいのある子どもたちが学んでいます。幼児児童生徒(幼稚部・小学部・中学部・高等部)がそれぞれ在籍し、高等部では、地域の事業所や福祉事業所で現場実習を行い、進路選択をして社会に巣立ちます。

宇和特別支援学校 (知的障がい部門)



〒797-0029
愛媛県西予市宇和町永長 1287-1
TEL (0894)62-5135 (学校)
FAX (0894)62-6938
HP <http://uwa-sh.esnet.ed.jp>
E-mail uwasc-ad@esnet.ed.jp
TEL (0894)62-5197 (寄宿舎)

知的障がいのある子どもたちが学んでいます。児童生徒(小学部・中学部・高等部・訪問教育)約 180 名が在籍し、高等部在籍者は約 110 名です。毎年、地域の事業所や福祉事業所で現場実習を行い、進路選択をして社会に巣立ちます。

自立を目指して



働く力を
見てください



愛媛県立宇和特別支援学校

私たちは、自立と社会参加を目指しています。実習や雇用について御検討ください！

産業現場等における実習

高等部では、年に2回(それぞれ2週間程度)、産業現場等で実習をしています。希望者は、夏休みや春休みなどにも実習をしています。実習では多くの事業所の協力を得、この実習を通して、働くことの楽しさや厳しさ、自分から仕事に取り組む意欲などを学ぶとともに、基礎的・基本的な知識や技能を体得する良い機会になっています。また、高等部生徒一人一人のその後の学習や生活に生かされ、進路選択や進路決定に大いに役立っています。



販売実務（スーパー）

野菜や果物を袋詰めしたり、商品を店頭へ並べたりします。先入れ先出しの仕方を覚えます。



清掃業務（病院）

洗面所や机、椅子、床などの清掃をします。道具の準備や片付け、手入れの仕方も覚えます。



農業（果樹園）

柑橘の摘果や収穫など、栽培活動を行います。選別や箱詰めなども行います。



介護補助（老人ホーム）

高齢者施設での清掃や洗濯をしたり、お年寄りと一緒に触れ合ったりします。

実習に当たって

- 1 就業時間や仕事内容は事業所の規則に準じます。
- 2 労働に対する報酬などは必要ありません。
- 3 事業所と連絡を取りながら、事前に生徒をしっかりと指導します。
- 4 生徒の実習は、学校や保護者が協力して支援します。
- 5 必要な経費(交通費や昼食代)は保護者が負担します。
- 6 実習中は、教員が巡回指導を行います。必要に応じて、付き添い指導も行います。
- 7 実習中や通勤途中のケガは、日本スポーツ振興センターの保険の適用を受けます。

配慮していただきたいこと（聴覚障がい部門）

正面から口をはっきり動かして、話し掛けていただければ、仕事内容を大体理解することができます。また、筆談ができるよう、メモと筆記具を常に携帯しています。仕事のやり方について一度手本を示していただけたら、それを見て覚えるのを得意としておりますので、職場の方々と同じように働くことができます。

配慮していただきたいこと（肢体不自由部門）

車椅子を使用する生徒や歩行に時間の掛かる生徒がいます。移動の際に配慮をお願いいたします。障がいの状況に応じて仕事内容を事前に相談させていただけたらと思います。現場において、自分でやれることや支援を必要とすることなどが明確になれば、自分の役割を一生懸命行うことができます。

障がい者雇用に関する助成制度

☆障がい者トライアル雇用奨励金

ハローワークなどから紹介を受け、就職が困難な障がい者を一定期間(原則3か月)、試行的に雇用する場合に奨励金が支給される制度。事業主に対して、対象者1人当たり月額最大4万円が支給されます。(精神障がい者を初めて雇用する場合には月額最大8万円が支給されます。)

☆特定求職者雇用開発助成金(略：特開金)

障害者(65歳未満)や高齢者等の就職が困難な者を、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が助成される制度。(トライアル雇用との併給調整があります。)

☆障がい者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)

障がい者雇用の経験のない中小企業(50人~300人規模)が、初めて雇用する場合に奨励金が支給される制度。法定雇用率を達成した企業に対して、120万円が支給されます。

☆障がい者委託訓練(実践能力習得科)

宇和島高等技術専門校が実施している職業訓練。企業、社会福祉法人、NPO法人などに委託し、その事業所で職場実習を行い(標準:3か月)、実践的な能力の習得を図ります。この期間中は、事業主に対して、訓練時間に応じた委託料が支給されます。

配慮していただきたいこと(知的障がい部門)

学んだ知識や技能を状況に合わせて応用することが苦手な場合があります。指示があまり重ならないように、ポイントを絞って分かりやすく情報は提供していただければ、素直に根気強く取り組むことができます。繰り返し取り組むことで、自ら見通しを持って働くことができます。